

平成27年度第4回総合教育会議会議録

日時：平成27年8月24日（月）

午後4時15分開会

場所：津リージョンプラザ2階

津市図書館 視聴覚室

出席者	津市長	前	葉	泰	幸
	津市教育委員会	委員長	坪	井	守
		委員	庄	山	昭子
		委員	松	本	昭彦
		委員	滝	澤	多佳子
		教育長	石	川	博之

教育次長 定刻になりましたので、前葉市長から第4回総合教育会議の開催のご挨拶をお願いいたします。

市長 お忙しいところ、ありがとうございます。4月から1か月に1回近いペースでやらせていただいておりますが、第4回となる総合教育会議ですが、今回は、たまたま県政要望に行ってきましたので、放課後児童クラブのことを知事との1対1対談で取り上げて、県政要望での非常に重要な事柄として話をしてきましたので、その部分をご報告申し上げながら、少し教育委員の皆さんとお話をしたいなあと私の方から提案をして今日の会議を開きました。後で申し上げますけども、放課後児童クラブについては、珍しくねじれている制度でありまして、厚生労働省が所管しております。従って、多くの市町では子ども担当部局、子ども支援の担当部局が所管しているのですが、うちはずっと教育委員会がやっております。その理由は、学校との連携というのを軽視して運営は出来ないものであるということで、深く学校とコミュニケーションをとれる形が、放課後児童クラブを動かしていくにあたって都合がいいのではないかと考えておりましたが、段々そんなふうになってきておるとい感じがいたしております。従って、私としては引き続き教育委員会に放課後児童クラブを、是非教育との関係においてお世話をいただきたいというふうに思っているわけですが、一方で、色々な現場現場の現状にきちっと対応していかないと、子どもたちの居場所づくりでありますので、実際に子どもの数が増えたり減ったりとか、いろんな状況がありますから、それに合わせていかないといけないという即応性が求められる部分でもあります。従って、そういう現場の状況を把握しながら進めていただければと思っております。そして、最後に、制度について、国が補助金の額とか要綱とかを決めてくる制度なものですから、現場の実態と国のというか霞が関で考えてくるのが、なかなか折り合わないというか、そういう宿命を負った仕組みであります。従って、我々のような現場を知っている者達からの話が、非常に有効というか、有用なんですね。大切のはずの制度でございますので、今後もそういうことで我々もどんどん発信をしていかななくてはいかんと思っている分野でございます。今日はこれから、私が要望してきたことをご報告申し上げながら、放課後児童クラブをよりいいものになるように、そういう議論の場所としていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。少し長くなりまして申し訳ございません。

教育次長 はい、ありがとうございます。本日の協議調整事項は、お手元にあります事項書のとおり、放課後児童クラブについての1件でございます。それでは早速入りたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

市長 はい、私の方で報告をさせていただきます。放課後児童クラブについては、お手元の別紙2の方をご覧いただきながらご報告をさせていただきますんですが、3つくらいの観点で要望してまいりました。1つ目は、小規模児童クラブの県補助制度の拡充ということです。これは、後ほど別紙3でご報告をさせていただきます。2つ目は、ひとり親家庭の経済負担を軽減するための制度についてということでございます。それから3つ目は、

支援員への研修の充実及び環境整備であります。これらについて、それぞれ要望してまいりました。要望内容を分かりやすくしたのが別紙3でございます、別紙3をご覧くださいと思います。実はですね、国は子ども・子育て支援新制度のスタートの時期に合わせて、放課後児童クラブの運営指針というのを平成27年4月1日に示してきております。その運営指針に従って新しい補助制度などを少し再構築してまいりました。それで1つ目の小規模放課後児童クラブへの県の補助ということの拡充、及び国の補助をお願いしたいという話ですが、これが非常に長い歴史がある問題でございます、もともと平成26年度補助基本額というのが書いてございますように、10人から突然、補助基本額が出てきて、10人未満のところは全然なかったわけですけど、これに対して私どもとしては、是非もうちょっと小さい放課後児童クラブにも補助をして欲しいということで、県にもお願いをしてまいりました。県は独自に5人から10人の補助制度を持っておるのですが、これが、新規開設後3年以内ということで、これから出来てくる放課後児童クラブの立ち上がりのところは、多少少ない人数でもOKというような意図で作ってある制度ですね。で、津で起こっていた話というのは、逆に子どもの数が減ってくるクラブがあって、そのクラブが10人を切っても運営をしたいということで、それをどうするかということがありまして、これを何とか県の新規助成じゃなくって、減ってくる時もOKにしてよという話を平成24年頃に要望をしておったというような経過がございました。そのようなことも含めて、これは認められてないんですけども、いずれにしても小規模な放課後児童クラブへの補助が充実するといいいものですから、それをお願いしてきたんですが、平成27年度に国の方が、1人のところからずっと補助基本額を入れてきました。ところがですね、右側にありますように、山間部、漁業集落、へき地、離島だけというふうに限ってきたもんですから、津市の場合はなかなかこれにダイレクトに当たってくるような放課後児童クラブはないということであります。このことで、国に対して制度の要件を外してもら、あるいは県は、もし国の補助対象外になった時は、今の3年間とか、そういうことを言わずに補助をして欲しいと、こういうお願いをしてきました。これに対して鈴木知事からは、以前から津市をはじめ、各市からも市長会としても要望のある話であるので、国に働き掛けてきて制度が出来たことは良かったんですけども、要件が厳しいのでこの要件を外してもらうように、つまり津市の要望と同じようなトーンで5月に国へ働きかけてた。いずれにせよ、5人だろうがなんだろうが、10人未満であろうがなんだろうが、量的な確保が大切なので、今後も重要な施策として国に働き掛けていきますというようなお答えをいただきました。

それからイのひとり親家庭の放課後児童クラブひとり親利用料支援ということなんですが、これは事実上、津市のクラブにおいてもひとり親家庭への負担額の軽減策というのをやっておるクラブもたくさんあるわけなんです、これへの支援をするということで、県の方で今回こういう制度が出来たので、これを是非継続してやって欲しいというお願いをしてきました。これは、子ども貧困対策計画というのを県は作っている段階なので、これはこれでやりながら、かつ、ひとり親家庭の学習支援の話が別途ございます。これについてもですね、26年度までは逆に国、県でやってきたものですね。市町でやって欲しいというような話があり、これはうちも今後準備していき、間もなく出来ると思いますので、

市町でよろしくとの話がございます。これは我々も理解をしております。

それから3番目のですね、支援員の研修の充実、環境の整備ということで、これは支援員の研修が必要だなあということは以前から言われていたんですが、今回の国の制度が支援員の研修要件を課してきまして、5年間の経過措置はあるものの、今後、必ず研修を受けた支援員を1人は置くことというような要件になってきました。県の方では、今後、県内4会場でこの研修を実施するということになりましたので、これもずいぶん前進だと思います。今までは放課後児童クラブの支援員について、もっと自分達のレベルを向上させたいという非常に意欲を持っている方々がございますが、そういう方々が現実的に研修を受けに行くお金のことが心配ということと、もうひとつは、その研修を受けている間、子どもたちのことが心配、代わり的人がいらないということで両方で非常に問題があったんですけども、こういうことを充実させていこうと国の方針も出まして、県がそれをやるということなので、これは大いに期待をしているところでございます。それと同時にAEDについて、放課後児童クラブに置くことについて、県の補助制度を作ってくれないかという話をしたんですが、これは国の要件が厳しいのか、国の補助制度があるので、そちらを使ってくださいというようなお答えでございましたが、これはもうちょっと国の補助制度を研究する必要があるなあと感じて帰ってきました。今のようなやり取りを経て、私は知事に申したのは、冒頭、私がごあいさつで申し上げたように、放課後児童クラブという仕組みはですね、現実には現場での事なんだけれども、制度は国がこうやって補助金の細かい配り方まで決めてくる。それにつきあって県が上乘せをし、残りを市町村の負担を含めて、制度が運用されているということがあるので、どんどんもっと現場の声を聞いて欲しいと。今回津市も随分現場に出てもらっています。青少年センター所長をはじめとして、現場へずっと足を運んでもらってしまして、まあそのような、現場で何が起こっているかということキャッチしながら国、県に要望を伝えていきたいと思えます。本当は全部一般財源化して交付税に入れてもらってもいいぐらいの話だろうというふうには思うんです。消費税が10パーセントになったときに、どこまで放課後児童クラブにお金が回ってくるのかということでもあるわけですけども。今のところそのような状況でございますので、以上御報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

教育次長 それでは、先程の市長のお話に引き続きまして、委員の皆様で御感想等ございましたら、お願いしたいんですけども。

市長 申し上げます。

坪井委員長 本当にありがとうございます。現場の実態に即しての要望ということで、それが本当に一番成果につながると思えます。私も幼児教育に関わっておりますので、預かり保育を希望される方が、現場感覚からいくと非常に増えていると。それから、保護者の方が思われるのは、長い間預かって欲しいということと、それにプラスして、その中身も教育的な要素というか、そういった預かり保育というのを要求されていることがすごく実感としてあります。そういう子どもたちが、今の幼稚園とか、保育園で言えば標準時間の中

でのお子さんだとすると、その子たちが小学校へ上がるということは、放課後児童クラブを利用する子ども達が増えるという、そういうことを前提に立つと、そういう先を見越した取組の必要性を実感しています。先程の市長の最初のごあいさつで言われたように、津市の場合、学校に間借りしているような状況で、私も学校現場にいた時に、放課後児童クラブの子ども達がおりましたので、確かに所管は学校であり、一方では厚生労働省だというものの、結果的には学校と一緒に子ども達は生活するわけですから、学校の管理職としても見ておって知らんふりはしておれないということなので、やっぱり連携を図っていくということが、非常に大事だと思います。子ども達が何をしているのかなというと、ただ単に遊んでいるわけじゃなくて、指導員の方の指導のもとに、放課後学習したりですね、あるいは縦割という活動ですね。学校だとどうしても横の一つの動きなんですけれども、放課後児童クラブへ行くと、縦割での子ども達の規律のもとに、そういう集団で遊んでいる。これも一ついいことだなということで、私も夕方になるとちょいちょい顔を出して、関わっていた記憶があります。そういった意味では、これからこういった放課後児童クラブというものを学校が何らかの形で連携を図りながら、やはり少しフォローアップじゃないんですけれども、一緒に関わって支えていく、そういう役割をしていくのがとても大事だと、そんな感じがしています。お願いします。

庄山委員 庄山でございます。21年度に立ち上げました放課後児童クラブに少し関わっておりまして、その当時10人以上でないと、補助金が下りないということが事務局でありまして、それで、10人集まるか非常に心配したんですが、まあ何とか10人集まって、開設することができたんです。

市長 倭ですか。

庄山委員 倭です。その後ですね、小さな規模の少人数の学童が大変困っていらっしやった。建てたいけれども、1人や2人、3人程度ではだめという話を聞いて、何とかそれが立ち上がるように、いろんな事を要望してまいりましたが、平成26年度から多少なりとも補助金がついたということで、大変喜んでいるところでございます。ただですね、今までの各学校の場合は、子育て支援というのを、今ちょっと持ち出して申し訳ないんですけれども、子育て支援というのを中心にしまして、学童のない学区のお子さんを預かろうという方針を立てました。と言いますのも、大変困っていらっしやる方がその当時見えまして、榊原の方であるとか、八ツ山の方であるとか、川口もそうだったんですが、そんなに困っていらっしやるなら、どうぞお越しくささいというので、来ていただきました。それは特に長期休業の期間です。それを考えてみますと、やはり2人でも、3人でも困っていらっしやる家庭は、本当に困っていらっしやいます。お父さんの仕事の関係の所へ一緒に連れて行って車の中あるいは倉庫で待たせていた、そういう話を聞きまして、何と可哀そうなことで、是非いらっしやいということで、受け入れをしたわけです。ですから、この平成27年度に1人でも2人でも3人でも補助金が付いたということは、とてもとても嬉しいことで、本当によかったなと思っています。ただこの縛りがですね、非常に厳しい縛

りで、これからの女性が働いて、男性も働いて、おじいちゃんおばあちゃんも働かなければいけないという日本の環境の中で、とにかくとても大切なことです。是非この縛りを外していただきたいというようなことを要望するのが一点です。でも平成21年の立ち上げた頃よりは段々とそれも緩和されて、ありがたいことだと理屈抜きで感謝申し上げます。それから、もう一つですけれども、支援員の研修でございますけれども、聞かせていただきますと、様々な生徒指導上の問題が学童では起こっているようでございます。今までの場合は、退職された先生方をたくさん集めて立ち上げたという経緯がございまして、かなり子ども達の教育に関しては慣れていらっしゃるといので、今大きな問題は起こっていないんですけれども、全国的にみると本当に大変なことのようでございます。それで、こういう研修が始まったんですけれども、今年度の場合は1人ということで、1人ずつやっていくと随分長い期間がかかります。この点も御努力いただきまして、年間に希望されるある程度の数の方を今の指導員についてですけれども、研修をさせていただけるようお願いしたいと思います。以上です。

松本委員 資料によりますと、ひとり親世帯が、近年、貧困家庭が増えてきているということなんですが、県内の津市だけではなくて、県内の放課後児童クラブのアンケートの結果があるんですけれども、その中で、ひとり親家庭の方だけではないですけれども、おやつがスナック菓子が多い、50円、100円ぐらいのもので。補助金がそういうところまで直接回るといこともないと思うんですけれども、家庭で親御さんがいない、就労されているお子さんが集まって生活の場としている。異年齢の子ども達が、一緒になって過ごせるというか、手づくりのおやつを作ったり、そういう機会が増えれば、学校とはちょっと違う場ですが、子ども達の集団の中での規律であるとか、関係づくりみたいなものになるのかなと思って、異年齢の子ども達が一緒になっているというメリットがあるような場によりなっていく、そういう方向に向かっていくと良いというふうに思いました。

滝澤委員 私もですね、子ども三人を産休明けから保育園へ入れまして、ずっと保育園で、小学校へ上がるまで見ていただいて、保育園の面倒の見方とか、食事のしつけというのは、非常にきめ細かいのに、行き届いている部分があって私も安心して子どもを預けていたんですが、小学校に上がると途端にそれがなくなるんですね。もう1週間違うだけなのに、昨日からの連続は今日なのに、全くその学校へ行くようになってから、最初は午前中しか小学校1年生はないのですが、その後、非常にこんなに落差があって良いものだろうかというふうな感じで、で、もう致し方なく、近くに学童があったもんですから、お願いをして預かっていただいたんです。学童は学童で、父母が中心で運営していますので、保育園の時は、安心して仕事が終わるまで、あるいは夏休みでも預けられたのが、やっぱり夏休み等になりますと、親が出て行ったり、あるいは父母が運営していますので、当番で見に行ったりですね、いろいろと父母の役割もまた学童の場合は重要でした。現状、私が預けたのは、30年位前の話ですので、現状どうなっているのかはよく分からないんですが、当時は子ども達の遊びも非常に良い部分があるんです。ファミコンとかそういうことをやらずに、非常に原始的な遊びを、子どもらしい、昔の遊びを教えてもらったり、お兄ちゃ

んがみえますので、上下関係の交流があったりですね、保育園もそういう場はあったりするんですけども、良い遊びをしていただいている。で、父母も関わっているので、非常に内容もある程度父母も理解しながらやっているという良い部分もあるんですけども、逆に言えばその、父母も積極的に関わらないとやはり、保育園みたいな関わり方は出来ずに、ちょっとやっぱり心配な部分もございました。で、今、現状をチェックしていただいて、それに合わせた施策をと市長がおっしゃっていただいたので、私は、最近の現状は分かりませんので、正にその現場を見ながらの要望とか、改善事項が現場からあがってくれば、より良い質の高い学童保育が出来るのではないかと思います、それはもう本当に大賛成でございます。それと、指導員さんの研修についてですが、その当時の指導員さんも一生懸命頑張ってやっていただいていたと思いますが、やっぱり専門的な教育を受けられるというチャンスが広がるということは、やはり質の向上につながります。子どもをただ単に、預かるだけではなくて、やっぱり教育的な配慮とかその知識をもった指導員さんの指導によるその居場所の提供、それから、いる時間の質の向上というのは子どもの教育にとって非常に大きな要素になると思いますので、県政要望であげていただきましたけれども、本当にありがたいと思っています。男女共同参画社会で女性の輝く社会という安倍総理のお言葉もありますが、ますます女性も、男性もそうですけれども、職場で昼間働いている人が今多くなっていますので、ますます、おじいちゃんおばあちゃんも働いていますので、こういうニーズは高まってくるさらにその単に預かる量だけの問題ではなくて、質の向上というのがまた要望事項としてあがってくるものだと思いますので、そのあたりもまた、きめ細かな対応をしていただけたらと思っています。よろしく願いいたします。

教育長 第3回の総合教育会議で教育委員会の方からお願いをした県政要望について、ほぼ全部ですね、あげていただいたことをまず御礼を。それとその後特に、放課後児童クラブにつきましては、教育委員会だけでは解決ができない問題でございますので、それをとらえて知事の方に直接お話をいただいたということでございますので、これも総合教育会議ができたおかげかなというふうに、本当にありがたいと思います。その中で特に、教育委員会としてはですね、その大半として、学校現場が放課後児童クラブにどのように協力をしていくのかというのが、先程市長が要望の提案の中にもございましたように、しっかりと捉えていかないといけないなと考えておりますし、小規模の問題につきましてはですね、交付金だけの問題ではなくて、運営上かなり難しい問題もございますので、これも担当の方がしっかりとらえて対応できたらなと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っています。以上です。

市長 今いただいているお話の中で、議論の方向性としては二つありまして、一つは数を確保するというので、特にそのここ数年見ていると、膨れ上がってくる、非常に多くの子ども達が行きたいというクラブが同じ校区の中で第2第3のクラブをつくっている。南が丘なんか、たんぽぽクラブ1丁目、2丁目、3丁目とあって。で50人が基本ですかね。

教育長 おおむね40人です。

市長 現状、大体50人でしょ。50人が現状で、どういうことをやっているかという、50人がぎゅうぎゅう詰めになって、それでもういっぱいやと言って、次の隣にプレハブとは言わんけれども、かなり簡易な建物を建てて、それで3丁目と称してまたやっているわけですね。これ、ちょっと子ども達、何でその学校の敷地内におるのに、あそこまで何と言うんですかね、こう肩身が狭いとは言わんけれども、一定の場所にこう、その人口密度が高い、簡単に言えば学校敷地の中でこの部分だけ放課後だけものすごく人口密度が高いというような形になってですね、もうちょっと学校の施設なんか使わせてもらえないのかなという感じはずっとしていて、南が丘に出来るかという出来ませんが。実際に南が丘はプレハブ校舎ですから、そもそも教室が足りないくらいですから、出来ないんですが。そういう気持ちを前から持っていました。で、今ですね、学校の大規模改造なんかの時に、少し放課後児童クラブを学校の大規模改造の一部で、校内で使えないかっていうことを、むしろこちらから持ちかけた議論をしまして、石川さんの方でここは総合的なことであれなんです、来年度新町小学校をやりたいと思ってるんですが、新町小学校では一部、今、学校の校舎の外にプレハブでやっておる施設を廃止して、校内に取り込んでしていただくということで、設計の準備に入ってもらっているところであります。学校側も出来る限り、まあ、そもそも文科省が学校の空き教室を利用して放課後児童クラブに使わせるべきだと言っている通知も出ているんだけど、なかなか現場ではいろんな管理上の問題だということで、あまりどんどん教育委員会自身がやってくださるという感じじゃないというふうな、ま、ちょっと総合教育会議なので、あえて市長側からは指摘をしておきたい。従って、出来る限り、坪井先生がおっしゃっていただいたように、教育との連携なり、校長としてご勤務された学校のことをおっしゃってみえたと思いますが、それだけ気にかけていただくのであれば、是非教育の現場においても、どんどん放課後児童クラブの事も、念頭に置いた校舎の改修であるとか、施設の充実だとかということは今後是非教育委員会で御配慮いただきたいなと考えています。それから、ソフト面のことで言えば、研修もそうなんですけども、要するに公設民営なものですから、民間に経営をお願いしておることがあって、これがまた、言うは何ですけども、よそよそしくなるんですね。教育委員会側が。民間なんであんまり口出ししないとかですね、そういう感じになってしまいがちなんですね。それはそうじゃなくって、民間に、公設民営で民間に経営をお願いしている以上は、出来る限り民間の皆さんのストレスを少なくして、支障がなるべく出ないような経営をしていただくような後押しの仕方を積極的に考えていただきたいと思えますし、それが国の制度の制約で、なかなか上手く丁寧な後押しができないのであれば、庄山さんおっしゃったように、本当に国の制度の制約をどう乗り越えるかということも、国の制度が及ばない部分はある程度、自分達でサポートせないかんみたいな気持ちで教育委員会が、積極的に制度改正の要望だったり、予算要望だったりしてくださると、より民営でやっておられる方々にとってもいいんじゃないかなと、こんなふうな問題意識を私は持っています。でも実は、最初は分かんなかったんです。そういう感じが。ところが、学童の連絡協議会の人達が、まあ、いっぺん市長おいでよと言って、当時の中

野教育長と二人で神戸のみどりっ子さんに初めて行って、それで、いろいろ現場も見せてもらって、そうなんか、こういう仕組みになっとったんかと。とそれでこういうことを我々やんなあかんのやなということで、私はあの時以降、学童は現場から問題も出てくるし、現場からソリューション、解決も出てくる、全て現場やという気持ちでやっておりますので、だから今の青少年センターが、あるいは教育次長なんかも一緒になって現場にだいぶ足を運んでくれていることを嬉しく思っていますし、現場から出てくるいろんな希望をどうやって解決をしていくか、ということが課題かなというふうに思っております。どうぞ。

教育長 別紙5-2には、川口の学童を小学校の校舎内に入れられるように、今回の議会で補正予算を計上させていただいて、整備を進めていこうというふうに考えておりますし、別紙の6-1の方には、新町小学校では、どの位置に導入するかということを考えております。今、御紹介にありましたように、学校敷地の活用につきまして、考えてみたら当然の話かもしれませんが、施設整備ということで、事務局の中に施設担当があって、これまで中心だったんですけれども、このやり方をしているとどうしてもトータルの見方ができませんので、教育委員会内部におきましても、学校教育課とか、教育研究支援課の教育研究担当ですとか、あるいは青少年担当とか、関係部局が全部集まって、整備をするときに話をするという形の中で、こうした学校施設への活用と放課後児童クラブの学校内への建設が、事情が許す中で、検討して進めていきたいというような状況でございます。以上です。

教育次長 ありがとうございます。今のお話聞いていただいて、何か御意見のある方とか、よろしく願いいたします。

坪井委員長 よろしいでしょうか。ちょっと話が逸れるかもしれませんが、子どもの貧困対策の一環として、学習支援もやって欲しいと、県の逆に要望というか、相談ですけれども、どんな中身ですか。

教育長 学習支援は、福祉セクションが、県の26年度のモデル事業を引き継いでいただいて、本格的に今年度から実施をする予定です。今年度は準備期間ですので、いろんな契約行為とか制度設定なんかを進めていただいているところだと思いますが、うちの方では教育研究支援課を中心に、話を十分にしながら進めていこうというように形ではやっています。場所の話とかいろんな問題がございますので、そのような課題を。

市長 これはね、厚生労働省の中の生活困窮者支援のプログラムの中に、そういうことも入ってきましたので、それで、福祉の予算でできるんですが、実際には、教育にいろいろ関わっていただかないと難しいもんですから、正に業務またがって、そういう連携をとってもらっています。予算は当初予算かどうか、政策課長に聞いたら分かるでしょ。

政策課長 はい。当初予算です。

教育次長 そのほか、いかがでしょうか。

市長 学校の中の空き教室とかを使っていただくということについては、教育委員の皆さんから見たら、別にそんな、何か問題がありそうだ、ということはないでしょうか。

滝澤委員 特別無いように思います。むしろ有効活用していただいているのかなあと思いますけれども。

市長 庄山さんは。

庄山委員 はい、一番の問題が、放課後児童クラブが、時間が非常に長い。それで、もちろん先生たちは研修とかなんかで、かなり遅くまで学校に詰めるんですけれども、戸締り等々がございまして、その学童保育と学校とがきちっと分かれているという、これがもう第一の必要なことだと思います。今の校長先生たちと、このことについて聞かせていただいても、学校に空き教室があれば、それに使っていただくことに関しては、それほど、今、先程私が申し上げたことをきちっとなっておれば、問題はない、というふうな声を聞かせてもらっております。川口小学校が正に、どうぞ使ってください、というようなことで、川口小学校も随分児童数が減ってきましたので、空き教室が出来てきましたので、そういう御意見もございました。全部の先生に聞いた訳じゃないので、それは軽々には申し上げられませんけども、そういう御意見が多いと思います。

市長 管理上の問題ですよね。今回川口とか新町はどういうふうに解決するんですか。

教育長 川口も新町も、お話があったように、子どもたちが学校での学習生活から、普通のそれ以外の生活に入れる入口の問題とかもありますので、それは新町も川口も、ちゃんと入口も含めて、ちゃんと別の区画というような形のイメージがとれるようになっていきます。たまたま整備がちゃんと出来ますので。

市長 大規模改造、その今の学校現場からの話からすると、学校は、ここから先、学童で使っている部分は、学校はもう先に帰っても良いくらいの形で、管理はそちらにお任せを、というような形でやってもらった方がいい訳ですか。

庄山委員 特に長期休業中などは、割と早朝から来たり遅くまで残ったりしますので、シャッター等々区切りをしていただくんですよね。

教育長 基本的には校内のそういう区分のところには、ちゃんとしたシャッターが、区切りをつけまして。

市長 シャッターになるの。

教育長 ええ。別に入口のところがあって、そちらからの入出っという形になります。

庄山委員 多分ね、子どもたちは、普通、下校のように学校を出て、トコトコトコトコと入口に回って、同じ校舎ですけど入口に回って入っていく。こういう格好になると思います。で、子どもたちの頭の中も、今から学童だ、という切り替えができるんじゃないかと思えます。

市長 私の立場からすると、とにかく、まず学童が、こういう学校の校舎の中の空き教室を使えなければ、もうそれ以上の話は全然進みようがないので、できれば学校といえども、公共の津市が持っている施設であってですね、いろんな活用ができるようなスタイルというのを期待してまして、まず学童は一番入口としては入りやすいんかなあ、というふうに思っているんですけども。

坪井委員長 ハード面はあれなんですけれども、学校とその組織、学童というかクラブとのいわゆる連携ですね、こういうのって、日頃やっているんですかね。総会とかありますでしょ。そういったところには学校関係者も出るとか。まあそういう形式的なものはあるかもしれませんが、日頃からの、コミュニケーションとかいうのがないと。

教育長 一応制度的には学校の校長先生が運営の中に入るような親元の会議も作ってあるんですが、それは形として、普段の日々の学校の校舎の中で起こる子ども達の問題というのは、それはやっぱり学童と同じようにありますので、そういう場合には担任が直接指導員と今でも連携をしています。これはもう、校庭内にある一番大きなメリットになっていると思います。いろいろそういうやりとりはあるということです。

市長 まあ、かなり人と人の関係によるところが大きいので、それはもう私達としては、大いに期待をしています。学童さんの方もね、あんまりこう、何ていうか遠慮したり縮こまったりしないで、先生らとよく話をされたらいいのになって、僕らは逆に学童さんの方を後押ししたりもするんです。学校と学童って、簡単に何となくうまくいきそうだっていうイメージが出来るんですけど、例えば、放課後児童クラブで出るゴミ一つとっても、学校は引き取らないんですよ。基本は。ですから、本当に気持ちの持ち方一つで、やっぱり学童と学校はうまく連携して欲しいなあっていうのが私の思いであります。

教育次長 はい、ありがとうございます。だいぶ時間も迫ってまいりましたが、他に御意見よろしいでしょうか。

教育長 ちょっと最後に一点だけ教育委員会の方から御報告ですが、別紙7にございますが、別紙7に県の、一人親世帯での助成の県の事業が、要綱がここがございますが、津市におきましても適用は、27年4月にさかのぼった形でこれが実施できるように、もう既に各放課後児童クラブの説明会も行いまして、制度上は12月にはっきりとした段階で整

備はいたしますけれども、既に準備として始めておりますので、御紹介だけしておきたいというふうに思います。

市長 月3千円が、出るんですね。1児童当たり。

教育次長 はい、その他よろしいでしょうか。その他でございますけれども、事務局からはございませんが、各委員の皆さまから何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは何もございませんので、これをもちまして、本日の事項はすべて終了いたしました。最後市長から閉会の御挨拶をお願いいたします。

市長 はい、本日はありがとうございました。私どもからすれば、是非教育の現場において放課後クラブとうまく連携を取ってということは今後もずっとお願いをしていかないかん訳ですけれども、学校の先生方もおそらく同じ敷地の中で同じ建屋の中に、あるいはお隣にいらっしゃる中で、うまく現場ではそれぞれ工夫を持ってやっていただいているんだというふうに思いますが、是非教育委員の皆様にもよく目を届かせていただくようお願いを申しあげて、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

各委員 ありがとうございました。

放課後児童クラブの実態に即した支援

国においては、平成19年に策定された「放課後児童クラブガイドライン」の見直しを行い、平成27年4月1日、放課後児童クラブに関する運営及び設備についてより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」が示されたところですが、より現場の声に即したクラブ運営に向けて、次の支援を要望します。

ア 放課後児童健全育成事業に係る全てのクラブへの補助及び国庫補助対象外となった小規模放課後児童クラブへの県補助制度の拡充

放課後児童健全育成事業の補助基本額については、平成27年度から児童数に応じたより細かな設定により平準化され、児童数10人未満のクラブに対しても補助されることとなりました。しかしながら、交付に当たっては一部対象要件が付されていることから、安定したクラブ運営のためにも、児童数に関わらず、全てのクラブへ補助されるよう、国に対し働きかけていただくよう要望します。

また、県におかれても、国庫補助対象外となったクラブについて、地域特性を勘案していただき、制限を設けることなく補助されるよう、制度の拡充を要望します。

イ ひとり親家庭の経済的負担を軽減するための制度確立

県においては、地方創生に係る国の交付金を活用し、平成27年度から新たに「放課後児童ひとり親家庭利用料支援事業」として、ひとり親家庭の児童に係る利用料を減免するクラブに対し補助されることとなりましたが、本市においてもクラブに在籍する児童の16%がひとり親家庭であり、独自に利用額の減免を行っているクラブもあります。

このような状況のなか、当該制度は、今まさに国が進めている地方創生に向けて重要な施策であり、県が示された総合戦略の中間案においても、子育て支援として放課後児童クラブの充実を掲げられていることから、県として継続して事業を実施されるよう要望します。

ウ 放課後児童クラブに係る支援員への研修充実及び環境整備

平成27年4月から国が認める「放課後児童支援員」をクラブに2人以上配置することが新たに義務付けられ、同支援員となるためには、一定の資格や経験など条件を満たす方が都道府県の行う研修を修了する必要があります。5年間の経過措置はあるものの、今後クラブ運営を円滑にしていくためにも、同支援員の資格を取得される方への早期の研修修了が望まれます。

このことから、県においては、今後資格取得のための研修の実施を充実していただくとともに、病気やケガなどの緊急時の対応も増えていることから、支援員の更なる資質向上を図るための研修を併せて実施していただくよう要望します。

また、全国的にも学校内での児童の突然死が発生している事例があり、クラブ内でも同様に起こり得る可能性があります。児童が安全で安心な生活を送ることができる環境整備を行うことは非常に大切ですが、本市のクラブ施設内へのAEDの設置率は12.2%に留まっています。

学校敷地内で運営するクラブについては、校舎内にAEDが設置されているものの、校舎が施錠されている場合は直ちに使用することができません。AEDによる早期の処置は、高い救命率が期待でき、その処置は1分1秒を争うものであることから、全てのクラブへ設置できるよう助成制度の創設を要望します。

放課後児童クラブの実態に即した支援

別紙3

国の動き

国は平成19年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」の見直しを行い、平成27年4月1日、放課後児童クラブに関する運営及び設備についてより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」を示した。

クラブの実態に即した支援が必要

放課後児童健全育成事業に係る全てのクラブへの補助及び国庫補助対象外となった小規模放課後児童クラブへの県補助制度の拡充

児童数	補助基本額(年額:円)		
	平成26年度	平成27年度	
1人		947,000	平成27年度基本額に 摘要 ↓ ※児童数が10人未満は、 以下のいずれかに該当する 場合のみ補助する。 ・山間部、漁業集落、へき地、 離島で実施している場合 ・当該健全育成事業を実施する 必要があると厚生労働大臣が認める場合
2人		973,500	
3人		1,000,000	
4人		1,026,500	
5人		1,053,000	
6人		1,079,500	
7人		1,106,000	
8人		1,132,500	
9人		1,159,000	
10~19人	1,217,000	上記同様、児童数毎に額設定	

県 制限を設けず、国の補助対象外となった全てのクラブへの補助

国 児童数に関わらず全てのクラブへの補助

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するための制度確立

ひとり親家庭の児童に係る利用料を減免するクラブに対し補助する「放課後児童クラブひとり親家庭利用料支援事業」を平成27年度から県において実施(地方創生に係る国の交付金を活用)

継続した事業の実施

放課後児童クラブに係る支援員への研修充実及び環境整備

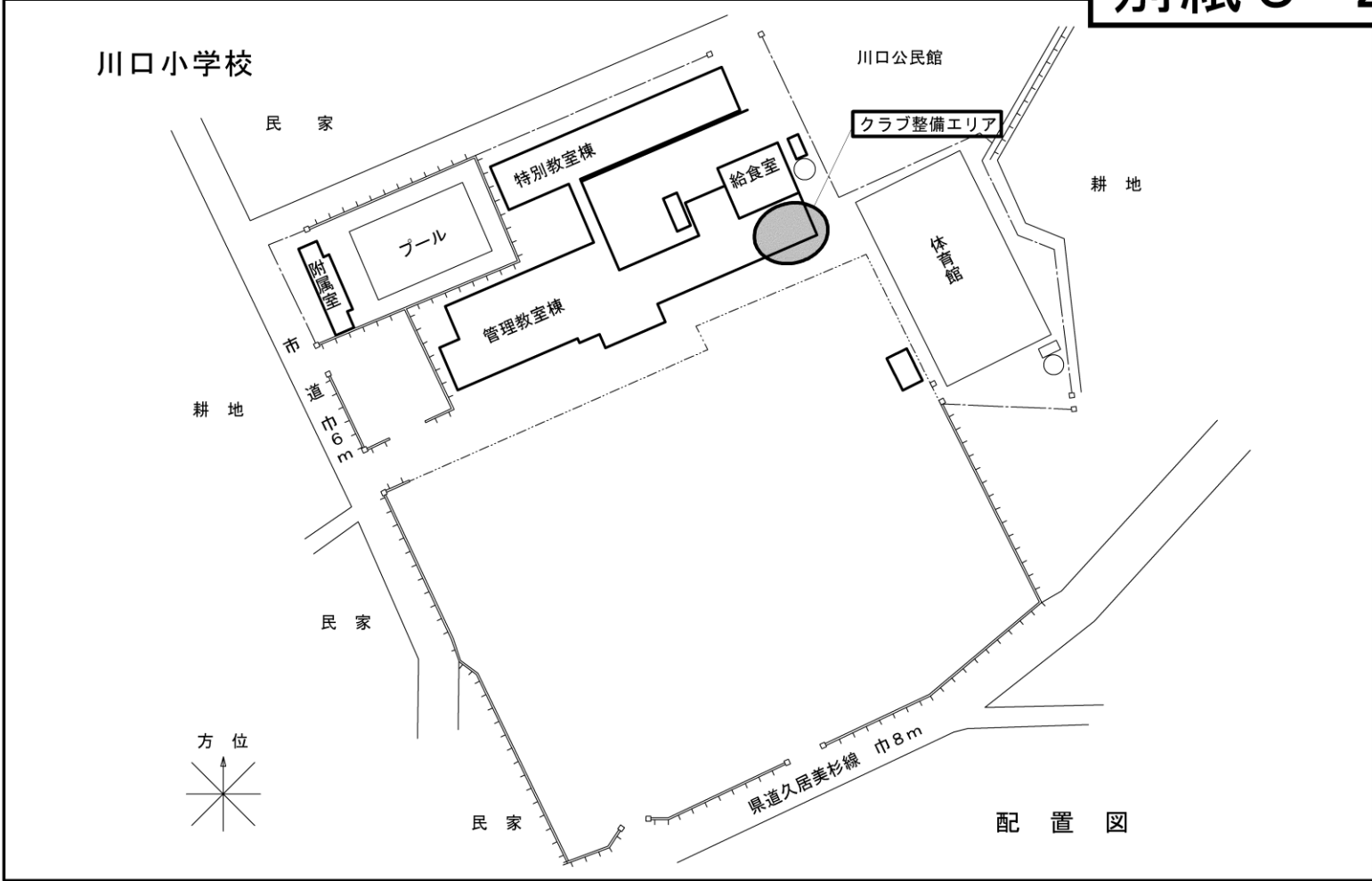
<研修の充実>
平成27年4月から国が認める「放課後児童支援員」をクラブに2人以上配置することを新たに義務付け

円滑なクラブ運営のためにも、資格取得のための早期研修終了が望まれることから、支援員の資質向上も含めた研修の充実

<環境整備(AEDの設置)>
全国的に発生している学校内での児童の突然死は、クラブ内でも起こる可能性があり、AEDでの早期処置は高い救命率が期待できる

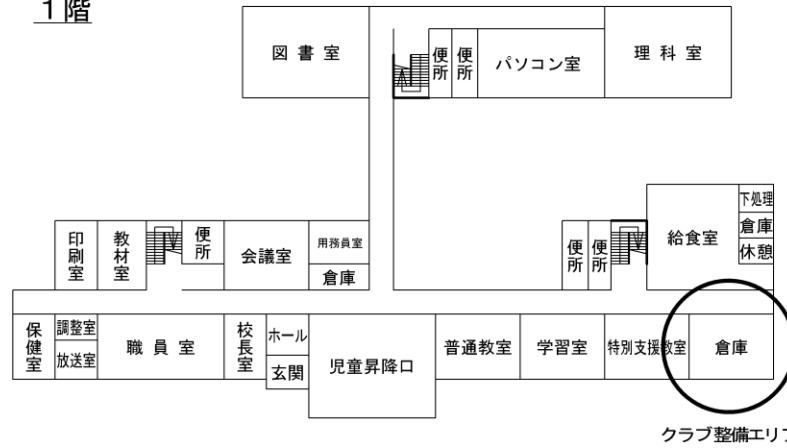
全てのクラブへAEDが設置できるよう助成制度の創設

別紙 5-2

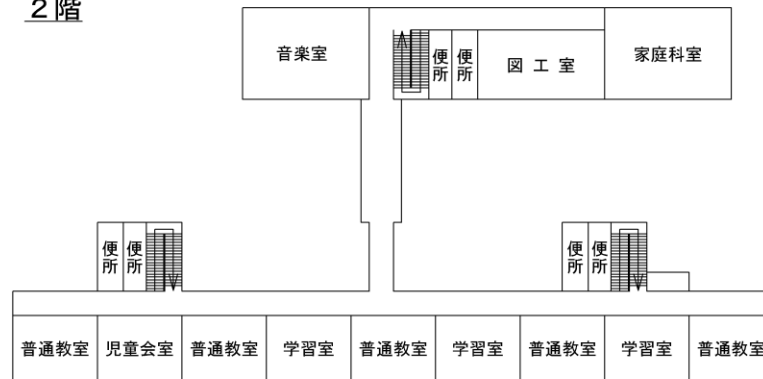


川口小学校

1階



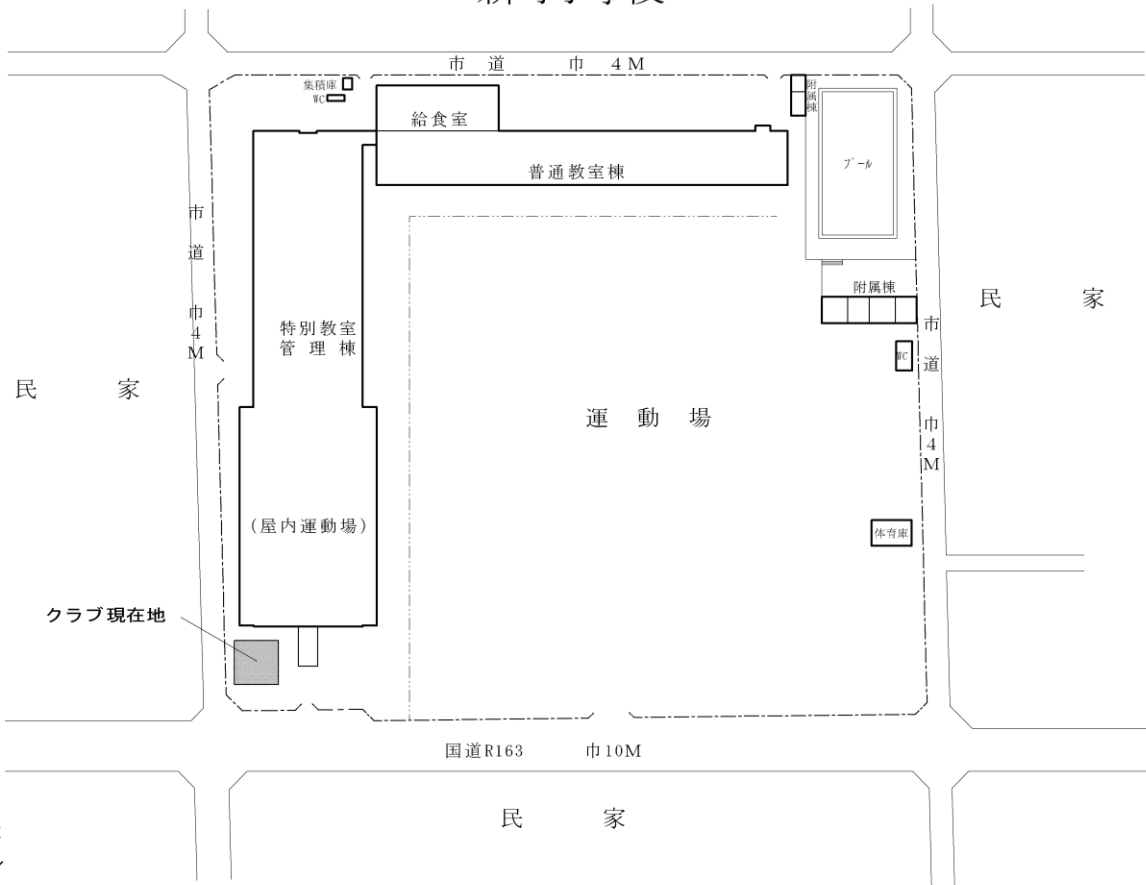
2階



特別教室・管理教室棟平面図

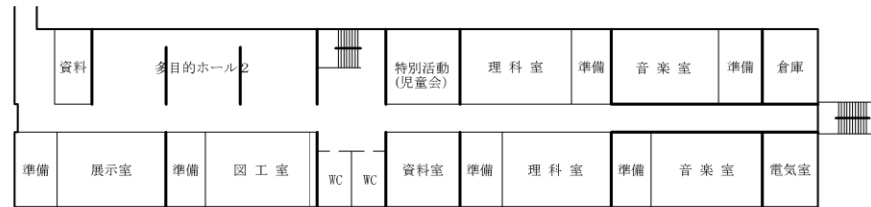
別紙 6-2

新町小学校

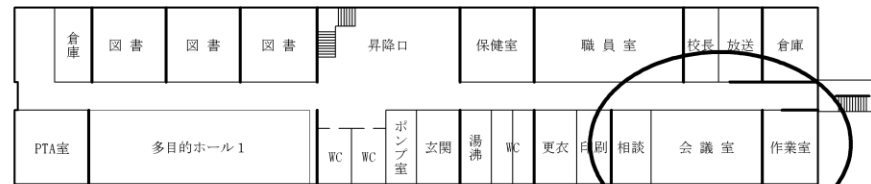


配置図

新町小学校



2階



1階

クラブ整備エリア

特別教室・管理棟平面図

別紙 7

三重県放課後児童クラブ活動事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この補助金は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童クラブの健全な運営を確保することを目的として、放課後児童クラブの運営に要する費用に対し、予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成7年三重県告示第435号。以下「要綱」という。）の規定によるほか、この交付要領の定めるところによるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、市町とする。

(補助金交付対象事業)

第3条 この補助金は、4月1日から翌年3月31日までに実施する次の事業を交付の対象とする。

(1) 放課後児童クラブ活動事業（運営事業費、初度設備加算）

国庫補助金の対象とならない小規模な放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助（放課後児童が5人以上10人未満、年間開設日数200日以上に限る。）

(2) 障がい児受入推進事業

放課後児童クラブにおける障がい児の受入れを推進するため、障がい児を3人以上受け入れるクラブにおいて、専門的知識を有する指導員を配置する経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブひとり親家庭利用料支援事業

ひとり親家庭の児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の児童に係る利用料を減免する放課後児童クラブに対し助成する経費に対する補助

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額を交付額とする。なお、他の補助事業において、補助対象経費として取り扱う経費は、本補助事業の対象経費としない。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、知事が補助金等の交付を決定する場合に附する条件となるものとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、三重県補助金交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助対象事業者又は役員等は、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- (6) 補助対象事業者は、補助事業の遂行にあたり暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

（交付申請の手続き）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて、毎年度健康福祉部子ども・家庭局長が指定した日までに知事に提出しなければならない。

ただし、年度の中途に新たに開設した場合、および、放課後児童健全育成事業費補助金（国庫補助金）を交付申請する市町は、別に健康福祉部子ども・家庭局長が指定した日までに交付申請するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取り下げをすることができる。

（変更交付申請の手続き）

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合は、速やかに補助金変更交付申請書（別紙様式3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、「軽微な変更」は、別表に定める事業等ごとに補助額の20パーセント未満を減じる場合とする。

（交付決定までの標準処理期間）

第9条 知事は、この補助金に係る交付申請書または変更交付申請書が到達した日から原則として、60日以内に交付決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（中止又は廃止の手続き）

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業を中

止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消）

第11条 知事は、補助対象事業者が、第5条に規定する交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第12条 知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の実績報告）

第13条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む）は、事業が完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（別紙様式2）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

（補助金の交付の請求）

第14条 補助対象事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、別途定める補助金交付請求書により行うものとする。

（状況報告及び調査）

第15条 補助対象事業者は、補助金の交付決定のあった翌月1か月間の開設日数及び利用児童数について、活動事業状況報告書（別紙様式4）により報告しなければならない。

2 県は必要に応じて、補助対象事業者に対して補助金の効果的な使用等について調査を行うことができる。

附 則

この交付要領は、平成9年6月4日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成11年7月5日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成14年12月27日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成15年7月7日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成16年6月23日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成17年5月25日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成18年4月28日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成23年9月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成25年1月22日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成25年5月27日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成26年6月 日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この交付要領は、平成27年6月26日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

別表（補助対象事業）

（運営事業費）

1 基準額	2 対象経費
<p>1クラブ当たり 年額 1, 118, 000円</p> <p>ただし、事業実施期間が1年未満の場合は、$1, 118, 000円 \times 事業実施月数 / 12$とし、1か月に満たない日数は、これを切りすてるものとする。</p>	<p>放課後児童クラブの運営に要する経費（飲食物費を除く）</p>

※年間平均児童数5人以上10人未満の放課後児童クラブに対する補助は、開設年度、その翌年度及び翌々年度限りの補助とする。

（初度設備加算）

1 基準額	2 対象経費
<p>1クラブ当たり 250, 000円</p>	<p>放課後児童クラブに必要な備品購入費</p>

※放課後児童クラブの開始年度限りの補助とする。また、運営事業費の補助を受けるクラブに限る。

（障がい児受入推進事業）

1 基準額	2 対象経費
<p>1クラブ当たり 1, 363, 000円</p>	<p>3人以上の障がい児を受け入れるクラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を2名以上配置するために必要な経費 但し他の補助対象となる経費を除く</p>

※放課後児童対策事業費補助金の障がい児受入推進事業の補助を受けるクラブに限る補助とし、障がい児受入強化推進事業の補助を受けるクラブを補助対象外とする。

(放課後児童クラブひとり親家庭利用料支援事業)

1 基準額	2 対象経費
1 児童当たり 月額 3,000 円	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の児童（以下「対象児童」という。）に係る利用料を減免する放課後児童クラブを助成する経費

※確認方法

ア 放課後児童クラブの運営規定において、対象児童に係る利用料を減免する要件が定められていることを確認すること。

イ 対象児童の確認は、保護者が受給する児童扶養手当の証書において行うこと。

※確認時期

毎年4月（途中入所の場合は、入所時）及び、児童扶養手当証書の更新のあった月の2回において児童扶養手当の受給状況を確認すること。

※帳簿の作成

児童扶養手当受給者について以下の項目を記載した帳簿を作成しておくこと

ア 児童扶養手当受給者本人及び対象児童の氏名

イ クラブによる減免額及び市町による助成額